

105	305,300	383,400	423,100		
106	305,700	384,300	423,700		
107	306,000	385,200	424,300		
108	306,300	386,200	424,800		
109	306,500	387,100	425,300		
110	306,700	388,100			
111	307,000	389,100			
112	307,300	390,100			
113	307,500	390,700			
114	307,700	391,600			
115	307,900	392,500			
116	308,200	393,400			
117	308,500	394,200			
118	308,800	395,000			
119	309,100	395,800			
120	309,400	396,600			
121	309,500	397,200			
122	309,700	398,000			
123	310,000	398,700			
124	310,300	399,400			
125	310,500	400,100			
126		400,800			
127		401,300			
128		401,900			
129		402,600			
130		403,300			
131		404,000			
132		404,700			
133		405,000			
134		405,600			
135		406,200			
136		406,800			
137		407,200			
138		407,800			
139		408,400			
140		409,000			
141		409,400			
142		410,000			
143		410,600			
144		411,200			
145		411,600			
146		412,200			
147		412,800			
148		413,400			
149		413,800			
再任用職員	225,400	274,400	302,100	328,900	411,400
任期付職員	195,100				

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 (二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 173,500	円 208,200	円 267,800	円 346,400	円 484,400
	2	176,100	210,300	270,900	349,700	486,600
	3	178,700	212,400	274,000	353,000	488,800
	4	181,400	214,500	277,000	356,300	491,000
	5	184,100	216,400	280,000	359,500	492,900
	6	186,900	218,500	282,900	362,000	494,900
	7	189,700	220,600	285,700	364,500	496,900
	8	192,600	222,600	288,500	367,100	498,900
	9	195,500	224,800	291,200	369,800	500,900
	10	198,500	227,200	294,100	372,100	502,900
	11	201,400	229,600	297,000	374,400	504,900
	12	204,300	232,000	299,900	376,700	506,900
	13	207,000	234,200	302,300	378,900	508,600
	14	208,700	236,500	304,900	381,400	510,400
	15	210,400	238,800	307,400	383,900	512,200
	16	212,100	241,100	309,900	386,400	514,100
	17	213,800	243,400	312,500	388,700	515,800
	18	215,600	246,500	315,600	391,100	517,600
	19	217,400	249,600	318,800	393,500	519,400
	20	219,100	252,700	322,000	395,900	521,300
	21	221,000	255,700	325,000	398,400	523,100
	22	222,900	258,800	328,100	401,000	524,700
	23	224,900	261,900	331,200	403,700	526,400
	24	226,900	265,000	334,300	406,400	528,100
	25	228,700	267,900	337,400	409,000	529,600
	26	230,700	270,900	340,400	411,500	531,000
	27	232,700	273,900	343,300	414,000	532,400
	28	234,700	276,900	346,300	416,500	533,800
	29	236,500	279,900	349,200	418,800	535,000
	30	238,400	282,400	351,800	421,300	536,000
	31	240,400	284,900	354,400	423,800	537,000
	32	242,400	287,400	357,000	426,200	538,000
	33	244,400	289,800	359,600	428,200	538,900
	34	246,500	292,400	361,800	430,600	539,800
	35	248,600	294,900	364,100	433,000	540,700
	36	250,700	297,400	366,400	435,400	541,600
	37	252,500	299,600	368,700	437,600	542,400
	38	254,500	302,000	370,900	439,900	543,300
	39	256,500	304,500	373,200	442,300	544,100
	40	258,500	307,000	375,500	444,600	545,000
	41	260,300	309,400	377,800	447,000	545,800
	42	261,700	311,800	379,900	449,400	546,700
	43	263,100	314,200	382,000	451,800	547,600
	44	264,500	316,600	384,100	454,200	548,500

再任職  
用員及  
任付員  
以外職  
の職員

45	265,800	318,800	386,000	456,300	549,300
46	267,100	321,200	388,000	458,300	550,200
47	268,300	323,600	390,000	460,500	551,100
48	269,500	326,100	392,000	462,700	552,000
49	270,600	328,600	393,600	465,000	552,800
50	271,700	331,000	395,400	467,200	
51	273,000	333,300	397,200	469,500	
52	274,300	335,700	399,000	471,800	
53	275,400	338,000	400,200	473,700	
54	276,600	340,000	401,800	475,400	
55	277,800	342,000	403,500	477,100	
56	279,000	344,000	405,200	478,900	
57	280,100	345,900	406,700	480,500	
58	281,500	347,900	408,400	481,600	
59	282,900	349,900	410,100	482,700	
60	284,300	351,900	411,700	483,800	
61	285,500	353,800	413,100	484,900	
62	286,900	355,700	414,700	486,000	
63	288,300	357,600	416,300	487,100	
64	289,600	359,500	417,900	488,200	
65	290,800	361,400	419,300	489,200	
66	292,100	363,300	420,400	490,300	
67	293,400	365,200	421,400	491,300	
68	294,700	367,000	422,400	492,400	
69	296,100	368,700	423,400	493,300	
70	297,200	370,500	424,400	494,400	
71	298,300	372,300	425,500	495,400	
72	299,300	374,100	426,500	496,500	
73	300,500	375,600	427,200	497,500	
74	301,600	377,200	428,000	498,600	
75	302,700	378,900	429,000	499,700	
76	303,800	380,600	430,000	500,800	
77	304,600	382,300	431,000	501,700	
78	305,600	384,000	432,000	502,600	
79	306,600	385,700	433,000	503,500	
80	307,600	387,300	434,000	504,400	
81	308,400	388,800	434,700	505,300	
82	309,300	390,400	435,600	506,100	
83	310,200	391,900	436,500	506,900	
84	311,100	393,500	437,300	507,700	
85	311,900	394,600	438,200	508,300	
86	312,700	395,900	439,000	509,100	
87	313,600	397,300	439,800	509,900	
88	314,500	398,600	440,700	510,700	
89	315,400	400,000	441,400	511,400	
90	316,200	401,200	441,900	512,200	
91	317,000	402,300	442,500	513,000	
92	317,800	403,500	442,900	513,800	
93	318,500	404,400	443,400	514,500	
94	319,200	405,500	444,000	515,300	
95	319,900	406,600	444,600	516,000	
96	320,600	407,700	445,200	516,800	

97	321,000	408,600	445,600	517,500	
98	321,400	409,600	446,200		
99	321,800	410,600	446,800		
100	322,200	411,600	447,400		
101	322,600	412,400	447,800		
102	323,000	413,400	448,400		
103	323,300	414,400	449,000		
104	323,700	415,400	449,600		
105	324,200	416,000	450,000		
106	324,600	416,800	450,600		
107	325,100	417,700	451,200		
108	325,600	418,600	451,800		
109	326,000	419,500	452,200		
110	326,500	420,400	452,800		
111	327,000	421,300	453,400		
112	327,500	422,100	454,000		
113	327,800	422,900	454,400		
114	328,300	423,400			
115	328,700	423,900			
116	329,200	424,400			
117	329,500	424,800			
118	329,900	425,400			
119	330,400	426,000			
120	330,900	426,600			
121	331,100	426,800			
122	331,500	427,400			
123	332,000	428,000			
124	332,400	428,600			
125	332,600	429,000			
126	332,900				
127	333,400				
128	333,900				
129	334,100				
130	334,500				
131	335,000				
132	335,400				
133	335,600				
134	336,100				
135	336,600				
136	337,100				
137	337,400				
138	337,800				
139	338,200				
140	338,600				
141	339,100				
再任用職員	250,200	297,100	314,900	381,100	476,500
任期付職員	207,000				

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三

第十四条第二項第三号イ中「(自転車を除く。)」及び「又は自転車を使用する教育職員」を削り、同号ロ中「教育職員」の下に「(ハに掲げる教育職員を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

ハ 使用距離が片道五キロメートル以上である教育職員(自転車を使用する教育職員に限る。) 四千二百円

第十四条の二第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「七万円」に改める。

第十六条の六第一項中「百分の十」を「百分の五」に、「百分の八」を「百分の四」に改める。

第二十条の二第二項中「に勤務した場合は」を「(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、その者には」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第十一条の二第二項の県人事委員会が指定する職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、その者には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした者にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第二十二条第二項各号列記以外の部分中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百」を「百分の百

二・五」に、「百分の百二十」を「百分の百十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の六十一・五」を「百分の六十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の八十二・五」を「百分の八十」に、「百分の百」を「百分の百一・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に、「百分の百二十」を「百分の百十七・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十」に改める。

第二十二条の四第二項第一号中「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百一・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改める。

第二十一条の六第一項中「第十一条の二の規定に基づく人事委員会規則で」を「第十一条の二第二項の県人事委員会が」に改め、同条第二項中「第十四条の二」及び「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第十一条の三から第十三条まで、第十三条の三、第十四条の二、第十五条及び第十六条の二から第十六条の五までの規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。別表第一から別表第三までを次のように改める。

## 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	
	41	225,400	282,200	349,200	402,500	
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	
	49	237,700	302,100	365,300	414,400	
	50	239,200	304,500	367,100	415,800	
	51	240,600	307,000	369,100	417,400	
	52	242,100	309,400	371,100	418,900	

再任職及び  
任用員及び  
任期付職員  
以外の職員

53	243,400	311,800	373,000	420,600
54	244,700	314,000	374,800	422,100
55	246,100	316,100	376,600	423,700
56	247,500	318,300	378,300	425,300
57	248,900	320,600	379,800	426,800
58	250,000	322,700	381,400	428,300
59	251,300	324,900	383,100	429,500
60	252,600	326,900	384,800	430,700
61	253,900	329,100	386,000	431,900
62	255,400	331,200	387,400	433,200
63	256,800	333,400	388,800	434,500
64	258,100	335,600	390,100	435,700
65	259,500	337,500	391,500	436,900
66	261,100	339,700	392,700	438,100
67	262,700	341,800	394,100	439,300
68	264,400	344,000	395,500	440,500
69	265,900	346,000	396,800	441,700
70	267,300	348,000	398,100	442,900
71	268,800	350,100	399,500	444,100
72	270,300	352,100	400,800	445,300
73	271,400	353,900	402,100	446,400
74	272,800	355,800	403,500	447,000
75	274,200	357,700	404,900	447,500
76	275,500	359,600	406,200	448,000
77	276,900	361,500	407,400	448,500
78	278,100	363,200	408,600	
79	279,300	364,900	409,900	
80	280,500	366,500	411,300	
81	281,700	368,000	412,600	
82	282,900	369,500	413,800	
83	284,100	371,000	414,800	
84	285,300	372,400	416,000	
85	286,500	373,500	417,200	
86	287,600	374,900	418,400	
87	288,800	376,300	419,600	
88	290,000	377,600	420,600	
89	291,200	378,900	421,700	
90	292,300	380,200	422,700	
91	293,500	381,400	423,700	
92	294,700	382,700	424,700	
93	295,500	384,000	425,600	
94	296,500	385,100	426,400	
95	297,700	386,400	427,200	
96	298,900	387,600	428,000	
97	299,900	389,000	428,800	
98	301,000	390,000	429,200	
99	302,000	391,100	429,600	
100	303,100	392,100	430,000	
101	304,000	393,000	430,400	
102	305,100	394,000	430,700	
103	306,200	395,100	431,000	
104	307,200	396,200	431,300	
105	307,800	396,900	431,600	
106	308,700	397,800	431,900	
107	309,500	398,700	432,200	
108	310,300	399,600	432,400	
109	311,200	400,400	432,600	
110	311,600	401,300		
111	312,000	402,100		
112	312,500	402,900		
113	313,100	403,500		
114	313,500	404,200		
115	314,000	404,900		
116	314,500	405,600		

117	315,100	406,200			
118	315,600	406,700			
119	316,000	407,100			
120	316,500	407,500			
121	317,000	407,900			
122	317,400	408,200			
123	317,900	408,500			
124	318,400	408,700			
125	319,000	408,900			
126	319,300	409,200			
127	319,600	409,500			
128	319,900	409,700			
129	320,100	409,900			
130	320,400	410,200			
131	320,700	410,500			
132	321,000	410,700			
133	321,200	410,900			
134	321,400	411,200			
135	321,600	411,500			
136	321,900	411,700			
137	322,200	411,900			
138	322,400	412,200			
139	322,700	412,500			
140	323,000	412,700			
141	323,200	412,900			
142	323,400	413,200			
143	323,700	413,500			
144	323,900	413,700			
145	324,200	413,900			
146	324,400				
147	324,700				
148	325,000				
149	325,200				
150	325,400				
151	325,700				
152	326,000				
153	326,200				
再任用職員	231,700	272,000	300,700	328,800	412,900
任期付職員	195,100				

- 備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



別表第二（第五条関係）

## 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	
	41	224,400	255,600	348,000	371,400	
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	
	44	229,300	262,600	353,300	375,800	
	45	231,000	264,900	355,100	377,300	
	46	232,500	267,200	356,800	378,900	
	47	234,000	269,400	358,400	380,500	
	48	235,400	271,600	360,000	382,000	

再任  
用職  
及任  
員  
期  
付  
員  
外  
職  
の  
員

49	237,000	274,000	361,400	383,400
50	238,400	276,000	362,900	384,900
51	240,000	278,100	364,600	386,400
52	241,200	280,200	366,200	387,800
53	242,500	282,200	367,700	389,000
54	244,000	284,800	369,200	390,300
55	245,300	287,200	370,700	391,400
56	246,600	289,700	372,200	392,500
57	248,000	291,900	373,700	394,000
58	249,200	294,500	375,100	395,200
59	250,400	297,000	376,500	396,400
60	251,700	299,700	377,800	397,700
61	253,100	302,100	378,700	398,900
62	254,500	304,500	379,900	399,900
63	255,800	307,000	381,100	401,300
64	256,800	309,400	382,200	402,600
65	257,800	311,800	383,200	403,800
66	259,300	314,000	384,400	404,900
67	260,900	316,100	385,400	406,100
68	262,400	318,300	386,500	407,200
69	264,000	320,600	387,700	408,200
70	265,500	322,700	388,700	409,400
71	267,000	324,900	389,800	410,600
72	268,500	326,900	391,000	411,800
73	269,700	329,100	392,000	412,400
74	270,900	331,200	393,100	413,200
75	272,200	333,400	394,200	413,900
76	273,500	335,600	395,300	414,400
77	274,900	337,400	396,200	414,700
78	276,000	339,300	397,100	415,100
79	277,200	341,200	398,100	415,500
80	278,400	343,000	399,100	415,900
81	279,700	344,800	399,900	416,200
82	280,700	346,600	400,700	416,600
83	281,900	348,300	401,400	417,000
84	283,100	350,100	402,200	417,300
85	284,100	351,500	402,900	417,600
86	285,000	353,100	403,700	418,000
87	286,000	354,800	404,400	418,400
88	287,000	356,300	405,100	418,700
89	288,100	357,700	405,700	419,000
90	289,000	359,000	406,400	419,300
91	289,900	360,400	406,900	419,600
92	290,800	361,800	407,600	419,800
93	291,300	363,300	408,000	420,000
94	292,000	364,600	408,400	
95	292,800	365,900	408,700	
96	293,600	367,100	409,000	
97	294,400	368,100	409,300	
98	295,200	369,100	409,600	
99	296,000	370,100	409,900	
100	296,700	371,100	410,100	
101	297,600	372,000	410,300	
102	298,100	373,000	410,600	
103	298,600	374,000	410,900	
104	299,100	375,000	411,100	

105	299,300	375,800	411,300		
106	299,700	376,700	411,600		
107	300,000	377,600	411,900		
108	300,200	378,600	412,100		
109	300,400	379,400	412,300		
110	300,600	380,400			
111	300,900	381,400			
112	301,200	382,400			
113	301,400	383,000			
114	301,600	383,900			
115	301,800	384,800			
116	302,100	385,700			
117	302,400	386,500			
118	302,700	387,200			
119	303,000	388,000			
120	303,300	388,800			
121	303,400	389,400			
122	303,600	390,200			
123	303,900	390,900			
124	304,200	391,600			
125	304,400	392,200			
126		392,900			
127		393,400			
128		394,000			
129		394,700			
130		395,300			
131		395,800			
132		396,300			
133		396,600			
134		396,900			
135		397,200			
136		397,500			
137		397,800			
138		398,100			
139		398,400			
140		398,700			
141		399,000			
142		399,300			
143		399,600			
144		399,900			
145		400,100			
146		400,400			
147		400,700			
148		400,900			
149		401,100			
150		401,400			
151		401,700			
152		401,900			
153		402,100			
154		402,400			
155		402,700			
156		402,900			
157		403,100			
再任用職員	222,900	268,800	295,800	322,100	402,900
任期付職員	195,100				

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 (二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	173,500	208,200	267,500	339,600	474,600
	2	176,100	210,300	270,500	342,800	476,800
	3	178,700	212,400	273,400	346,000	479,000
	4	181,400	214,500	276,200	349,300	481,100
	5	184,100	216,400	279,100	352,400	483,000
	6	186,900	218,500	281,700	354,700	484,900
	7	189,700	220,600	284,100	357,200	486,800
	8	192,600	222,600	286,600	359,800	488,700
	9	195,500	224,800	289,200	362,500	490,700
	10	198,500	227,200	291,800	364,700	492,700
	11	201,400	229,600	294,400	367,000	494,700
	12	204,300	232,000	297,000	369,200	496,600
	13	207,000	234,200	299,300	371,300	498,300
	14	208,700	236,500	301,500	373,800	500,100
	15	210,400	238,800	303,700	376,300	501,900
	16	212,100	241,100	305,800	378,800	503,800
	17	213,800	243,400	308,300	381,100	505,500
	18	215,600	246,500	310,900	383,400	507,200
	19	217,400	249,600	313,500	385,800	509,000
	20	219,100	252,700	316,100	388,100	510,900
	21	221,000	255,500	318,600	390,600	512,500
	22	222,900	258,500	321,700	393,100	514,100
	23	224,900	261,400	324,600	395,800	515,700
	24	226,900	264,300	327,700	398,400	517,200
	25	228,700	267,100	330,700	400,900	518,700
	26	230,700	269,700	333,600	403,400	520,100
	27	232,700	272,300	336,500	405,800	521,500
	28	234,700	275,100	339,400	408,300	522,800
	29	236,500	278,000	342,300	410,400	523,900
	30	238,400	280,200	344,800	412,900	524,900
	31	240,400	282,400	347,400	415,300	525,900
	32	242,400	284,600	349,900	417,700	526,900
	33	244,200	286,900	352,400	419,700	527,700
	34	246,200	289,100	354,600	422,000	528,500
	35	248,100	291,400	356,900	424,300	529,400
	36	250,000	293,500	359,200	426,700	530,300
	37	251,700	295,600	361,500	428,900	531,100
	38	253,400	297,500	363,600	431,100	532,000
	39	255,000	299,400	365,900	433,400	532,600
	40	256,800	301,400	368,100	435,700	533,100
	41	258,500	303,300	370,400	438,100	533,700
	42	259,700	305,700	372,400	440,300	534,400
	43	260,800	308,000	374,500	442,700	535,100
	44	261,900	310,400	376,600	445,100	535,600

再任職  
用員及  
任付員  
以外職  
の職員

45	263,100	312,500	378,400	447,200	536,100
46	264,100	314,700	380,400	449,200	536,800
47	265,100	317,100	382,300	451,300	537,400
48	266,000	319,600	384,300	453,500	538,000
49	267,000	322,100	385,700	455,700	538,500
50	267,700	324,500	387,500	457,800	
51	268,600	326,800	389,200	460,100	
52	269,600	329,000	391,000	462,300	
53	270,500	331,300	392,200	464,100	
54	271,600	333,300	393,800	465,700	
55	272,600	335,300	395,400	467,400	
56	273,600	337,200	397,100	469,200	
57	274,500	339,100	398,500	470,700	
58	275,900	341,000	400,200	471,800	
59	277,300	343,000	401,900	472,900	
60	278,700	345,000	403,500	474,000	
61	279,900	346,900	404,800	475,100	
62	281,300	348,700	406,400	476,200	
63	282,600	350,600	407,900	477,300	
64	283,900	352,400	409,500	478,400	
65	285,000	354,300	410,900	479,400	
66	286,300	356,200	411,900	480,500	
67	287,600	358,000	412,900	481,500	
68	288,900	359,800	413,800	482,600	
69	290,300	361,500	414,800	483,500	
70	291,400	363,200	415,800	484,500	
71	292,400	365,000	416,900	485,500	
72	293,400	366,700	417,800	486,600	
73	294,600	368,200	418,500	487,500	
74	295,600	369,800	419,300	488,500	
75	296,700	371,300	420,300	489,500	
76	297,800	372,900	421,300	490,500	
77	298,600	374,600	422,300	491,400	
78	299,600	376,300	423,300	492,200	
79	300,600	378,000	424,300	493,100	
80	301,500	379,600	425,200	494,000	
81	302,300	381,100	425,900	494,800	
82	303,200	382,600	426,800	495,600	
83	304,100	384,100	427,700	496,400	
84	305,000	385,700	428,500	497,200	
85	305,700	386,700	429,400	497,700	
86	306,400	388,000	430,200	498,400	
87	307,200	389,400	431,000	499,200	
88	308,100	390,700	431,900	500,000	
89	309,000	392,100	432,600	500,700	
90	309,800	393,200	433,100	501,500	
91	310,600	394,300	433,700	502,100	
92	311,300	395,500	434,100	502,500	
93	312,000	396,300	434,600	503,000	
94	312,700	397,400	435,100	503,600	
95	313,400	398,500	435,500	504,100	
96	314,100	399,500	435,900	504,600	

97	314,500	400,400	436,100	505,000	
98	314,900	401,400	436,500		
99	315,300	402,400	436,800		
100	315,700	403,300	437,100		
101	316,000	404,100	437,400		
102	316,400	405,100	437,700		
103	316,700	406,100	438,000		
104	317,100	407,100	438,300		
105	317,600	407,700	438,500		
106	318,000	408,400	438,800		
107	318,500	409,100	439,100		
108	319,000	409,700	439,300		
109	319,400	410,200	439,500		
110	319,900	410,600	439,800		
111	320,300	410,900	440,100		
112	320,800	411,200	440,300		
113	321,100	411,400	440,500		
114	321,600	411,700			
115	322,000	412,000			
116	322,500	412,300			
117	322,800	412,500			
118	323,200	412,800			
119	323,700	413,100			
120	324,200	413,300			
121	324,400	413,500			
122	324,800	413,800			
123	325,300	414,100			
124	325,600	414,300			
125	325,800	414,500			
126	326,100				
127	326,600				
128	327,100				
129	327,300				
130	327,700				
131	328,200				
132	328,600				
133	328,800				
134	329,200				
135	329,700				
136	329,900				
137	330,200				
138	330,600				
139	331,000				
140	331,400				
141	331,900				
再任用職員	245,400	291,000	308,400	373,300	466,700
任期付職員	207,000				

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(山梨県一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県一般職の任期付職員の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十・五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十七・五・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

**第四条** 山梨県一般職の任期付職員の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第二十二條第二項及び」及び「第二十二條第二項並びに」に、「第二十二條第二項中」を「第二十二條第二項及び第二十二條中」に、「百分の百二十」とあるのは「百分の百三十七・五」と、「百分の百四十」を「百分の百二十二・五」及び「百分の百三十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百五十五」に、「第二十二條第二項の規定に基づく人事委員会規則」を「第二十二條第二項の規定に基づく人事委員会規則」に改める。

#### 附則

(施行期日等)

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条から第八条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例(以下この項及び附則第三条において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第二十二條第四項の規定は、同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の特例に関する条例(附則第三条において「改正後の任期付職員条例」という。)第八条第三項の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(平成二十六年四月一日前の異動者の号給の調整)

**第二条** 平成二十六年四月一日前に職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

**第三条** 改正後の条例又は改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付職員給与条例の規定による給

与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

**第四条** 平成二十七年四月一日(以下この条、次条及び附則第七条において「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

**第五条** 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百三十三号)附則第十条の規定による給料を除く。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める教育職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員(前項に規定する教育職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

**第六条** 前条の規定による給料を支給される教育職員に関する山梨県学校職員給与条例第十六條の六第一項、第十六條の七第一項及び第二十二條第五項(同条例第二十二條の第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条例第十六條の六第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年山梨県条例第八十六号。以下「平成二十六年改正条例」という。)附則第五条の規定による給料の額との合計額」と、同条例第十六條の七第一項及び第二十二條第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十六年改正条例附則第五条の規定による給料の額との合計額」とする。

2 前条の規定による給料を支給される教育職員に関する山梨県一般職の任期付職員の特例に関する条例第七條第三項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期

付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十六号）附則第五条の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

**第七条** 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる山梨県学校職員給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条の二第二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十三条の二第二項第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十三条の二第二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十三条の二第二項第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十三条の二第二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十三条の二第二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十三条の二第二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十四条の二第二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

（定時制通信教育手当に関する経過措置）

**第八条** 第二条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例第十六条の六第一項の規定

定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては「百分の八」と、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間においては「百分の六」とし、同項中「百分の四」とあるのは、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては「百分の六」と、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間においては「百分の五」とする。

（人事委員会規則への委任）

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第八十七号**

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県警察職員給与条例の一部改正）

**第一条** 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の七十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の百」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十二・五」に改める。

第三十一条第二項第一号中「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改める。

別表を次のように改める。



別表（第六条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800
	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100
	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800
	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200
	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200
	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100
	25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
	26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
	27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
	28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
	29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
	30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
	31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
	32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100
	33	221,100	237,600	257,900	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
	34	222,800	239,200	259,400	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
	35	224,500	240,800	260,800	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,200
	36	226,200	242,300	262,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	480,000
	37	227,700	243,700	263,500	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,600
	38	229,500	245,200	265,000	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,400
	39	231,300	246,700	266,500	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,200
	40	233,100	248,200	267,900	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	483,000
	41	234,700	249,700	269,200	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,600
	42	236,200	251,100	270,900	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,400
	43	237,700	252,600	272,600	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,200
	44	239,100	254,100	274,200	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	486,000
	45	240,500	255,300	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,600
	46	241,800	256,800	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	
	47	243,100	258,200	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,100	
	48	244,400	259,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,800	

再任職  
及  
任期付  
職員  
以外  
の  
員

49	245,500	260,900	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,500
50	246,900	262,400	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,200
51	248,400	263,900	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,900
52	249,800	265,400	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,600
53	251,000	266,600	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,300
54	252,500	268,100	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	462,000
55	253,900	269,800	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,700
56	255,400	271,400	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,400
57	256,600	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	464,100
58	257,900	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,700
59	259,200	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,400
60	260,500	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	466,100
61	261,800	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,800
62	263,100	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800	
63	264,500	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,400	
64	265,900	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	446,000	
65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,500	
66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,100	
67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,700	
68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	448,300	
69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	449,000	
70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,400	449,600	
71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	426,000	450,200	
72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,600	450,800	
73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	427,000	451,400	
74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,600	452,000	
75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,200	452,600	
76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,800	453,200	
77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	429,300	453,900	
78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,600	429,900		
79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,200	430,500		
80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,700	431,100		
81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,100	431,600		
82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,700	432,200		
83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,300	432,800		
84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,900	433,400		
85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,400	434,000		
86	294,800	316,600	344,000	385,100	420,000			
87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,600			
88	297,200	319,600	347,000	386,200	421,100			
89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,700			
90	299,600	322,600	349,600	387,400	422,300			
91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,900			
92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,500			
93	302,800	326,900	353,700	389,000	424,100			
94	304,100	328,300	355,200	389,500				
95	305,400	329,700	356,700	390,100				
96	306,700	331,100	358,200	390,600				
97	307,800	332,300	359,600	391,000				
98	309,000	333,600	360,800	391,400				
99	310,200	334,900	361,900	392,000				
100	311,400	336,200	363,100	392,500				

101	312,600	337,600	364,300	392,900					
102	313,700	338,600	365,400	393,400					
103	314,800	339,800	366,500	394,000					
104	315,900	341,000	367,700	394,600					
105	316,700	342,100	368,900	394,900					
106	317,300	343,200	369,500	395,400					
107	317,900	344,300	370,100	395,900					
108	318,600	345,400	370,700	396,400					
109	319,100	346,600	371,300	396,700					
110	319,600	347,600	371,800	397,200					
111	320,200	348,600	372,400	397,700					
112	320,800	349,600	372,900	398,200					
113	321,600	350,500	373,300	398,500					
114	322,300	351,400	373,700	399,000					
115	323,000	352,400	374,300	399,500					
116	323,800	353,400	374,800	400,000					
117	324,400	354,500	375,200	400,500					
118	325,200	355,000	375,700	401,000					
119	326,000	355,600	376,300	401,500					
120	326,800	356,200	376,900	402,000					
121	327,400	356,600	377,000	402,400					
122	327,800	357,000	377,600	402,900					
123	328,300	357,500	378,200	403,400					
124	328,800	357,900	378,800	403,900					
125	329,100	358,300	379,300	404,300					
126		358,700	379,800						
127		359,200	380,300						
128		359,600	380,800						
129		360,000	381,100						
130			381,600						
131			382,100						
132			382,600						
133			382,900						
134			383,400						
135			383,800						
136			384,300						
137			384,600						
138			385,100						
139			385,600						
140			386,100						
141			386,400						
再任用職員	239,600	251,300	255,600	291,700	309,100	323,500	347,600	383,400	415,800
任期付職員	167,000								

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三

第十六条第二項第三号イ中「(自転車を除く。)」及び「又は自転車を使用する職員」を削り、同号ロ中「職員」の下に「(ハに掲げる職員を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

ハ 使用距離が片道五キロメートル以上である職員(自転車を使用する職員に限る。) 四千二百円

第十七条第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「七万円」に改める。

第二十六条の二第一項中「に勤務した」を「(次項において「週休日等」という。)に勤務した」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第十二条の二第一項の人事委員会が指定する職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、その者には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十六条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした者にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第三十条第一項各号列記以外の部分中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百」を「百分の百一・五」に、「百分の百二十」を「百分の百十七・五」に改め、同条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十五」に、

「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の八十二・五」を「百分の八十」に、「百分の百」を「百分の百一・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に、「百分の百二十」を「百分の百十七・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十」に改める。

第三十一条第二項第一号中「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百一・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改める。

第三十一条の二第一項中「第二十四条及び第二十五条」を「から第二十五条まで」に、「第十二条の二の規定に基づく人事委員会規則で」を「第十二条の二第一項の人事委員会が」に改め、同条第二項中「第十七条」及び「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第十三条から第十五条まで、第十五条の三、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。  
別表を次のように改める。

## 別表（第六条関係）

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	

再任職員及び任期付職員以外の職員

49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000
50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300
51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600
52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000
53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400
54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600
55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900
56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100
57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500
58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900	
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200	
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500	
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800	
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100	
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400	
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700	
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900	
70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200	
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500	
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800	
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000	
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300	
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600	
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900	
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100	
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400	
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700	
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000	
81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200	
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500	
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800	
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100	
85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300	
86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100		
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400		
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600		
89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800		
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100		
91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400		
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600		
93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800		
94	298,100	321,800	348,200	381,800				
95	299,300	323,200	349,700	382,400				
96	300,600	324,500	351,200	382,900				
97	301,700	325,700	352,500	383,300				
98	302,900	327,000	353,700	383,700				
99	304,100	328,300	354,800	384,300				
100	305,300	329,600	356,000	384,800				

101	306,500	331,000	357,100	385,200					
102	307,500	331,900	358,200	385,700					
103	308,600	333,100	359,300	386,300					
104	309,600	334,300	360,500	386,800					
105	310,400	335,400	361,700	387,100					
106	311,000	336,500	362,200	387,500					
107	311,600	337,500	362,800	388,000					
108	312,300	338,600	363,400	388,300					
109	312,800	339,800	364,000	388,600					
110	313,300	340,800	364,500	389,100					
111	313,900	341,800	365,000	389,600					
112	314,500	342,700	365,500	390,100					
113	315,300	343,600	365,900	390,400					
114	316,000	344,500	366,300	390,900					
115	316,700	345,500	366,900	391,400					
116	317,400	346,500	367,400	391,900					
117	318,000	347,500	367,800	392,200					
118	318,800	348,000	368,300	392,700					
119	319,500	348,600	368,900	393,200					
120	320,300	349,200	369,400	393,700					
121	320,900	349,500	369,500	394,100					
122	321,200	349,900	370,100	394,600					
123	321,700	350,400	370,600	395,000					
124	322,200	350,800	371,000	395,500					
125	322,500	351,200	371,500	395,900					
126		351,600	372,000						
127		352,100	372,500						
128		352,500	373,000						
129		352,900	373,300						
130			373,800						
131			374,300						
132			374,800						
133			375,100						
134			375,600						
135			376,000						
136			376,400						
137			376,700						
138			377,200						
139			377,700						
140			378,200						
141			378,500						
再任用職員	238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200
任期付職員	167,000								

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「百分の百二十」を「百分の百二十〇」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

**第四条** 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第三十条第一項及び」を「及び第二項、第三十条第一項並びに」に、「第二十六条の二第二項中」を「第二十六条の二第一項及び第二項中」に、「百分の百二十」とあるのは「百分の百三十七・五」と、「百分の百四十」を「百分の百二十二・五」及び「百分の百三十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百五十五」に、「第十二条の二の規定に基づく人事委員会規則で」を「第十二条の二第一項の人事委員会が」に改める。

**附則**

(施行期日等)

**第一条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条から第七条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

**2** 第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例(以下この項及び附則第三条において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第三十一条第二項の規定は、同年十二月一日から適用する。

**3** 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(附則第三条において「改正後の任期付職員条例」という。)第八条第四項の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(平成二十六年四月一日前の異動者の号給の調整)

**第二条** 平成二十六年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

**第三条** 改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

**第四条** 平成二十七年四月一日(以下この条、次条及び附則第七条において「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

**第五条** 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四百号)附則第十一条の規定による給料を除く。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

**2** 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

**3** 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

**第六条** 前条の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年山梨県条例第八十七号)附則第五条の規定による給料の額との合計額」とする。

一 山梨県警察職員給与条例第三十条第四項(同条例第三十一条第四項において準用する場合を含む。)

二 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第七条第三項

(平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)  
**第七条** 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる山梨県警察職員給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句



とする。

第十五条の二第二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十五条の二第二項第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十五条の二第二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十五条の二第二項第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十五条の二第二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十五条の二第二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十五条の二第二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十七条第二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(人事委員会規則への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第八十八号

山梨県公報号外 第七十二号 平成二十六年十二月二十六日

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第一号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千円」を「三万二千五百円」に改め、同項第六号中「二万八百五十円」を「二万七千円」に改め、同項第七号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第三号中「自己都合退職者」の下に「(第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

附則第二十五項中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

附則第二十九項中「第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団」を「第一条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団」に、「第二十五条」を「第十一条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第八十九号

山梨県道路法施行条例の一部を改正する条例

山梨県道路法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料に係る納入通知書は、毎年度、当該年度分を交付するものとする。

第九条第一項を削る。  
別表中備考以外の部分を次のように改める。  
別表（第七条関係）

占用物件	占用料																	
	単位				所在地				第一級地		第二級地		第三級地		第四級地			
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	六〇〇円	四三〇円	三六〇円	三一〇円	第一種電柱	一本につき一年	九四〇円	六六〇円	五五〇円	四八〇円	第一種電柱	一本につき一年	三〇〇円	九〇〇円	七四〇円	六五〇円
	第二種電柱	一本につき一年	五五〇円	三九〇円	三三〇円	二八〇円	第二種電柱	一本につき一年	八七〇円	六二〇円	五一〇円	四五〇円	第二種電柱	一本につき一年	二〇〇円	八五〇円	七〇〇円	六二〇円
	第一種電話柱	一本につき一年	五五〇円	三九〇円	三三〇円	二八〇円	第一種電話柱	一本につき一年	八七〇円	六二〇円	五一〇円	四五〇円	第一種電話柱	一本につき一年	二〇〇円	八五〇円	七〇〇円	六二〇円
	第二種電話柱	一本につき一年	五五〇円	三九〇円	三三〇円	二八〇円	第二種電話柱	一本につき一年	八七〇円	六二〇円	五一〇円	四五〇円	第二種電話柱	一本につき一年	二〇〇円	八五〇円	七〇〇円	六二〇円
	その他の柱類	一本につき一年	五五〇円	三九〇円	三三〇円	二八〇円	その他の柱類	一本につき一年	八七〇円	六二〇円	五一〇円	四五〇円	その他の柱類	一本につき一年	二〇〇円	八五〇円	七〇〇円	六二〇円
共架電線その他	長さ一メートルにつき一年	五円	四円	三元	三元	共架電線その他	長さ一メートルにつき一年	五円	四円	三元	三元	共架電線その他	長さ一メートルにつき一年	五円	四円	三元	三元	三元
地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	三元	二元	二元	二元	地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	三元	二元	二元	二元	地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	三元	二元	二元	二元	二元
路上に設ける変	一個につき一年	五四〇円	三八〇円	三二〇円	二七〇円	路上に設ける変	一個につき一年	五四〇円	三八〇円	三二〇円	二七〇円	路上に設ける変	一個につき一年	五四〇円	三八〇円	三二〇円	二七〇円	二七〇円

法第三十二条第一項第一号に掲げるもの	圧器		地下に設ける変圧器		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		郵便差出箱及び信書便差出箱		広告塔		その他	
	年	つき	年	つき	年	つき	年	つき	年	つき	年	つき
法第三十二条第一項第一号に掲げるもの	三三〇円	一	三三〇円	一	四六〇円	一	四六〇円	一	八〇〇円	一	一〇〇円	一
	二二〇円	一	二二〇円	一	三三〇円	一	三三〇円	一	九〇〇円	一	七七〇円	一
	一九〇円	一	一九〇円	一	二七〇円	一	二七〇円	一	一〇〇円	一	六四〇円	一
	一七〇円	一	一七〇円	一	二四〇円	一	二四〇円	一	七六〇円	一	五六〇円	一

る物件

き一年

外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの
三三三円	四九円	六六円	九八円	一三〇円	一三〇円	三三〇円
一三三円	三五円	四六円	七〇円	九三円	一六〇円	二三〇円
一九円	二九円	三八円	五七円	七六円	一三〇円	一九〇円
一七円	二五円	三四円	五〇円	六七円	一二〇円	一七〇円

法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	の	外径が一メートル以上のもの	占用面積一平方メートルにつき	六六〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円						
													一、一〇〇円	七七〇円	六四〇円	五六〇円	一、一〇〇円	七七〇円	六四〇円	五六〇円	九三〇円	五三〇円

政令第七号に掲げる物件	看板（一時的に設置するもの） アーチであるものを除く。	その他		日
		表示面積一平方メートルに 表示面積一平方メートル	表示面積一平方メートルに 表示面積一平方メートル	
		三、 八〇〇円	三、 八〇〇円	三八〇円
		一、 九〇〇円	一、 九〇〇円	一九〇円
		一、 一〇〇円	一、 一〇〇円	一一〇円
		七、 六〇〇円	七、 六〇〇円	七六円

政令第七号に掲げる工 作物	アーチ	その他		日
		車道を横断するもの	その他	
	一基につき一月	三、 八〇〇円	三、 八〇〇円	三八〇円
	一基につき一月	一、 九〇〇円	一、 九三〇円	一九〇円
	一基につき一月	一、 一〇〇円	一、 五三〇円	一一〇円
	一基につき一月	七、 六〇〇円	三、 八〇〇円	七六円

政令第七号に掲げる工事用材料及び同条第五号に掲げる工事用材料	政令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	政令第七号第八号に掲げる施設	政令第七号第九号に掲げる施設	建築物	その他	その他	建築物	その他	政令第七号第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	占用面	三〇〇円	一九〇円	一一〇円	七六円
										積一平方メートルにつき一月	積一平方メートルにつき一月	積一平方メートルにつき一月	積一平方メートルにつき一月	積一平方メートルにつき一月
										占用面	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額
										積一平方メートルにつき一月	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
										積一平方メートルにつき一月	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
										積一平方メートルにつき一月	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
										積一平方メートルにつき一月	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額

別表備考第一号中「いい」の下に「、その区分は、次のイからニまでに掲げるとおりとし」を加え、同号に次のように加える。

イ 第一級地 甲府市及び中巨摩郡昭和町の区域をいう。

ロ 第二級地 富士吉田市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市及び南都留郡富士河口湖町の区域をいう。

ハ 第三級地 都留市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町、南都留郡西桂町、同郡忍野村、同郡

政令第七号第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	政令第七号第十二号に掲げる器具	政令第七号第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他	額	た額	た額	た額
							Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
							Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額
							Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額

山中湖村及び同郡鳴沢村の区域をいう。

二 第四級地 南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、南都留郡道志村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域をいう。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第九十号

山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県流水占用料等に関する条例（平成十二年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「五百四十円」を「五四〇円」に、「三千八百五十円」を「三、八五〇円」に改め、別表第二号を次のように改める。

二 土地占用料  
イ 電柱等

区分		電柱			単位 一本につき一年	所在地	金額
		第一種	第二種	第三種			
電話柱	第一種	六〇〇円	九四〇円	一、三〇〇円	第一級地	八七〇円	
	第二種	四三〇円	六六〇円	九〇〇円	第二級地	六二〇円	
	第一種	三六〇円	五五〇円	七四〇円	第三級地	五一〇円	
	第二種	三一〇円	四八〇円	六五〇円	第四級地	四五〇円	

埋設物 又は架 設物 の	外径が〇・ 〇七メートル 未満のもの	外径が〇・ 〇七メートル 以上〇・ 一メートル 未満のもの	外径が〇・ 一メートル 以上〇・ 一	看板、広告板その他 これらに類するもの	表示面 積一平 方メー トルに つき一 年	鉄塔 の 積一平 方メー トルに つき一 年	その他の柱類	第三種	
								長さ一 メートル につき一 年	積一平 方メー トルに つき一 年
								一三三円	一、二〇〇円
								一六円	八五〇円
								一三三円	七〇〇円
								一九円	六二〇円
								一七円	
								四九円	
								三五円	
								二九円	
								二五円	

五メートル未満のもの	六六円	四六円	三八円	三四円
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	六六円	四六円	三八円	三四円
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	九八円	七〇円	五七円	五〇円
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	一一〇円	九三円	七六円	六七円
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	一一三〇円	一六〇円	一一三〇円	一一二〇円
外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	三三三〇円	一一三〇円	一九〇円	一七〇円
外径が一メートル	六六〇円	四六〇円	三八〇円	三四〇円

区分	金額	単位		所在地	
		市	町村	市	町村
一メートル以上のもの					
口 その他					
宅地又は庭園	占用面積一平方メートルにつき一年	一八〇円	一四〇円		
物置、倉庫、小屋、橋梁その他これらに類する工作物		一五〇円	一〇〇円		
通路、階段、物置場その他これらに類するもので工作物を設置しないもの		一〇〇円	六〇円		
軌条敷（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）及び軌道法（大正十年法律第七十六号）によらないものに限る。）		一〇〇円	八〇円		
漁業のための工作物		八〇円	八〇円		
網いけす		八〇円	八〇円		
その他		一一〇円	一一〇円		
ボート係留場又は棧橋		三〇〇円	三〇〇円		
キャンプ場又は遊歩道		六〇円	六〇円		
自動車教習所		一一〇円	一一〇円		

水田、畑、桑畑、果樹園、牧草地又は採草地	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十二条の規定により農業委員会が提供する農地の借賃等の動向に関する情報を基準として知事が定める額
その他	知事が定める額

別表第三号の表中「二百二十円」を「二百〇〇円」に、「百九十円」を「一九〇円」に、「二百円」を「二〇〇円」に、「百五十円」を「一五〇円」に改め、別表備考第一号中「占用の場所をいい」を「占用物件の所在地をいい、電柱等の所在地の区分は次のイからニまでに掲げるとおりとし」に改め、同号に次のように加える。

- イ 第一級地 甲府市及び中巨摩郡昭和町の区域をいう。
- ロ 第二級地 富士吉田市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市及び南都留郡富士河口湖町の区域をいう。
- ハ 第三級地 都留市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町、南都留郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村及び同郡鳴沢村の区域をいう。
- ニ 第四級地 南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、南都留郡道志村、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村の区域をいう。

**附則**  
この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十六年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第九十一号**

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例（昭和六十二年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。  
（名称及び位置）

**第二条** 青少年自然の里の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
----	----

山梨県立ゆずりはら青少年自然の里	上野原市
------------------	------

第三条各号列記以外の部分中「前条に規定する青少年自然の里」を「山梨県立ゆずりはら青少年自然の里（以下「自然の里」という。）」に改め、同条第五号中「前条」を「第一条」に、「青少年自然の里」を「自然の里」に改める。  
第四条及び第五条中「第二条に規定する青少年自然の里」を「自然の里」に改める。  
第六条中「山梨県立なかとみ青少年自然の里及び山梨県立ゆずりはら青少年自然の里」を「自然の里」に改める。  
第七条中「山梨県立なかとみ青少年自然の里又は山梨県立ゆずりはら青少年自然の里（以下「自然の里」と総称する。）」を「自然の里」に改める。

**附則**

- （施行期日）  
1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- （経過措置）  
2 平成二十七年度の山梨県立なかとみ青少年自然の里の管理運営に係る事業報告書については、なお従前の例による。